

日吉津村住民投票条例施行規則の構造

1 趣旨

日吉津村住民投票条例第25条の規定に基づき、**住民投票**の実施に関し必要な事項を定める。

2 代表者証明書の交付等

請求代表者は、村長に対し、**住民投票実施請求書**（様式第1号）、**住民投票実施請求代表者証明書交付申請書**（様式第2号）により、住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）の交付を申請する。

- ・請求の要旨が条例第2条に規定する村政に係る重要事項に該当しない
 - ・条例第5条第1項に規定する二者択一で賛否を問う形式のものではない
 - ・請求書に形式上の不備がある
- 〈場合は補正を求める〉

補正しないとき

→ **却下**

村長は、申請があったときは、直ちに**選挙管理委員会**に対し請求代表者が**投票資格者**であるか確認を求める。

確認後

住民投票実施請求代表者証明書（様式第3号）を交付し、その旨を告示する。

3 署名の収集の方法等

署名収集 ←住民投票実施請求代表者証明書の交付・告示があった日から30日以内

・署名簿に**住民投票実施請求書の写し**と**住民投票実施請求代表者証明書又はその写し**を付して、投票資格者に対し、署名及び押印を求める。

請求代表者は、投票資格者に委任して署名及び押印を求めることができる。



委任を受けた者は、請求代表者の委任状（様式第5号）を付した署名簿を用いる。

身体の故障その他の理由により署名簿に署名することができないときは、投票資格者に委任して記載できる。

4 署名簿の提出

署名簿に署名及び押印した者の数が、50分の1及び4分の1以上の数となったとき → 期間満了日の日の翌日から起算して5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出する。

5日を超えた場合 → **却下**

5 署名及び押印の取消し

請求代表者が署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間は、取り消すことができる。

6 署名の審査及び証明

選挙管理委員会は、署名簿の提出があったときは、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、住民投票実施請求者署名簿証明書（様式第7号）により証明する。

7 署名簿の返付

署名の効力を決定したときは、有効署名数を告示し、署名簿を返付する。

8 住民投票の実施の請求等

住民投票の請求 ←返付を受けた日から5日以内
添付 ・住民投票実施請求書・署名簿証明書・署名簿

・有効署名の総数が50分の1
又は4分の1に達しないとき
・5日を超えた場合



- 有効署名の総数が4分の1を超えたとき→**住民投票**
- 有効署名の総数が50分の1以上のとき→【議会の議決】→**住民投票**

9 投票資格者名簿への登録の申請等

18歳以上の永住外国人の方で投票資格者名簿への登録の申請をしようとする者は、投票資格者名簿登録申請書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

10 縦覧

定時登録については、9月3日から同月7日までの間、投票時登録については、住民投票の告示日に、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する。

11 投票資格者名簿に関する異議の申出

投票資格者は、名簿の登録に不服があるときは、選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

12 補正登録等

13 登録の抹消

14 登録抹消の届出

18歳以上の永住外国人の方で投票資格者名簿に登録された者は、登録の抹消を希望するときは、投票資格者名簿登録抹消申請書（様式第9号）を選挙管理委員会に届け出なければならない。

15 投票管理者

16 投票管理者の職務代理者

17 投票管理者の氏名等の告示

18 投票立会人

19 投票立会人の氏名等の通知

20 投票用紙の交付

21 点字投票

22 代理投票

23 期日前投票

24 不在者投票

25 投票箱等の送致

26 開票管理者

27 開票立会人

28 開票の参観

29 開票録の作成

30 再請求等の制限の起算

31 その他